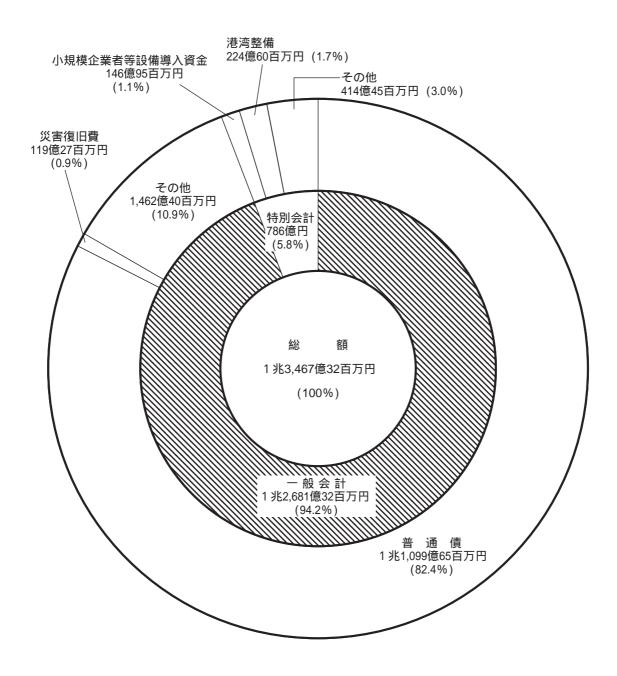
第3 県債及び一時借入金の現在高の状況について

一 県 債

学校、公営住宅等の建設、河川、港湾、漁港等の整備、災害復旧等のように、一時的に多額の資金を必要とする事業を行う場合には、これらの施設を利用する将来の県民との間で負担の公平化を図り、 財源を確保するため、県債を充てることが認められています。

[第15図] 県債残高の目的別構成内訳

(平成17年3月31日現在)



二 一時借入金

一時借入金は、歳出予算に計上された経費の支出に当たって、歳計現金が不足する場合に、あらか じめ議会の議決を得た最高限度額の範囲内で一時的に借り入れる金銭です。今期における借入状況は、 次のとおりとなっています。

平成16年度借入最高限度額 1,734億6,000万円

(一般会計 1,650億円、特別会計 84億6,000万円)

平成17年度借入最高限度額 1,734億6,000万円

(一般会計 1,650億円、特別会計 84億6,000万円)

借入延べ日数 186日

最高借入額 926億2,222万円 (平成17年3月29日)

月別一時借入金の状況

(単位 千円)

5,477
6,968
7,993
3,754
3,449
2,139
3,676

⁽注) 毎月の借入額及び返済額は、それぞれ毎日の借入額及び返済額の累計額です。